



2026年2月24日

各 位

会 社 名 株式会社 トーシンホールディングス  
代表者名 代表取締役社長 石田 雅文  
(コード：9444 東証スタンダード市場)  
問合せ先 取締役副社長兼管理部長 旭 萌々子  
(TEL. 052-262-1122)

## 株主による臨時株主総会の招集請求に対する 当社取締役会の方針に関するお知らせ

当社は、2025年12月30日付「株主による臨時株主総会招集請求に関するお知らせ」及び2026年1月19日付「(修正)株主による臨時株主総会招集請求の修正に関するお知らせ」にてお知らせいたしましたとおり、当社の株主である株式会社ジェット(以下「本株主」といいます。)より、臨時株主総会招集請求(以下「本請求」といいます。)を受けておりましたが、2月24日開催の取締役会において、本請求に基づく臨時株主総会を招集しないことを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

本株主は、本請求において、以下の件(以下「本議案」といいます。)を株主総会の目的である事項とする株主総会を招集することを求めています。

- 1 取締役石田雅文の解任の件
- 2 取締役1名選任の件

本株主の代表取締役である石田信文氏は、当社の創業者であり長年にわたり当社の代表取締役でありましたが、2025年10月25日に当社の代表取締役及び取締役を辞任しております。

当社は、同氏が当社の代表取締役であった間に発覚した不適切な会計処理を原因として、2025年10月31日に、2020年4月期から2025年4月期第3四半期までの過年度有価証券報告書、決算短信、内部統制報告書等を訂正せざるをえないこととなり、また、会計監査人からは、2025年4月期有価証券報告書に係る連結財務諸表等を含め、これらに対する監査意見を表明しない旨の監査報告書を受領しました。かかる意見不表明は、2026年4月期半期報告書の間連結財務諸表についてもレビュー結論不表明として継続しております。また、株式会社東京証券取引所からは、2025年11月22日に、当社株式について特別注意銘柄の指定を受けるとともに、上場契約違約金を徴求されております。さらに、不適切会計による決算訂正により、取引金融機関との間の借入契約のコバナンツに抵触することとなった上、不適切会計に関連した監査費用及び調査費用などの訂正関連費用や税務調査での追徴税額等の支払により、当社グループの資金繰りが悪化し、借入金の返済の継続が困難となったため、当社グループは、すべての取引金融機関に対し、元金の返済を一時的に停止した上で、返済期限の猶予を依頼する事態が生じております。

このような事態に対処するため、当社は、現在の代表取締役である石田雅文の主導の下、会計監査人及び関係当局とも協議の上、2026年1月9日に、外部専門家により構成される社内検証委員会を設置し、会計監査人より指摘を受けていた、実効性ある再発防止策の実行や過年度決算の訂正処理の正確性や網羅性についての自主的な検証を鋭意進めております。これにより、会計監査人からの適正意見の取得を目指しております。また、内部管理体制を改善することにより当社株式の特別注意銘柄指定の解除を目指し、改善措置の実施及び改善計画の策定を鋭意進めております。さらに、取引金融機関との間で保有資産の処分等を含む協議を進め、返済計画案を含む事業再生計画案の立案に向けた諸対応を鋭意進めております。

不適切会計に係る第三者委員会調査報告書（2025年2月14日及び同年9月4日公表）においては、当社に対する創業者の不当な影響力や過大なプレッシャーが指摘されるとともに、不適切な会計処理への関与も認められており、再発防止策として「石田会長の代表権を維持するか否か、役員としての地位を維持するか否か、TSHD株式を直接又は間接に保有することによる影響力を維持するか否かを含め、あらゆる改善施策を選択肢から外すことなく、社外役員の意見はもちろん、あらゆるステークホルダーの意見を尊重して検討し、実行することが強く望まれる」（株式会社トーシンホールディングス第三者委員会作成の2025年8月29日付け「調査報告書（開示版）」118頁）との提言を受けております（前記の引用文中の「石田会長」とは当社会長（当時）であった石田信文氏を、「TSHD株式」とは当社株式を指します。）。

こうした事情を踏まえれば、当社としては、本請求は、本株主が内部管理体制の構築途上にある当社に対し、適正監査意見の取得及び特別注意銘柄指定の解除等の上場維持並びに取引金融機関への返済履行のために必要な改善計画・措置を主導する当社代表取締役石田雅文の解任を求め、これに代わって自らの推挙する取締役を送り込もうとすることにより、他の多数の一般株主及びステークホルダーの皆様の利益を犠牲にして、石田信文氏が自らの当社に対する影響力を復活させようとするものと考えざるをえません。

万が一当社の株主総会において本議案が承認可決されるに至れば、当社並びに一般株主、取引金融機関、関係当局及び従業員等のステークホルダーの皆様に無用かつ多大な負担及び損害を生じさせることになりかねず、社会的にも著しい混乱を招きかねないものであると判断いたしました。

したがって、本請求に基づく臨時株主総会を招集しないことといたしました。

なお、2026年2月19日付「株主による臨時株主総会の招集許可申立てに関するお知らせ」にてお知らせしましたとおり、当社は、2026年2月17日、名古屋地方裁判所より、本株主による当社の株主総会の招集許可申立てに係る申立書の送達を受けております。

今後、開示すべき事象が発生した場合は、速やかにお知らせいたします。

以上